

## 秋田公立美術大学専攻長等会議設置規程

平成26年 5月28日

規 程 第 1 9 号

(趣旨)

第1条 この規程は、専攻長等会議の設置、組織、所掌事項および運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 秋田公立美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号）第3条第4項に規定する専攻および同条第5項に規定するセンターならびに秋田公立美術大学大学院学則（平成29年公立大学法人秋田公立美術大学規程第5号）第5条に規定する研究科長の連絡および調整を行うことを目的として、大学に専攻長等会議を置く。

（令和6規程16・一部改正）

(所掌事項)

第3条 専攻長等会議の所掌事項は、概ね次に掲げる事項とする。

- (1) 法人が定めた指針および規定等の大学組織内への周知
- (2) 大学の各専攻ならびに美術教育センターおよび基礎教育センターの所掌にまたがる事項の連絡および調整
- (3) その他学長が必要と認めた事項

（令和6規程16・一部改正）

(組織)

第4条 専攻長等会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 専攻長
- (5) 美術教育センター長
- (6) 基礎教育センター長

(7) その他学長が指名する者

(令和6規程16・一部改正)

(会議の議長および主宰)

第5条 専攻長等会議に議長を置き、副学長をもって充てる。

2 前項の議長（以下「議長」という。）は、専攻長等会議を主宰し、必要な時に招集する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する専攻長等会議の構成員が、その職務を代理する。

(運営)

第6条 専攻長等会議は、構成員から欠席の申出があったときは、代理の者を出席させることができる。

(関係者の出席)

第7条 専攻長等会議は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(議事録等)

第8条 議長は、議事録が必要であると認める場合、会議開始前に構成員から議事録の作成者を指名し、この者に議事録を作成させるものとする。

2 前項の議事録は、議長が確認の上、署名する。

3 第1項に規定する議事録の作成以外の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、専攻長等会議の運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年5月28日から施行する。

附 則（平成29年4月1日規程第10号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規程第16号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 27 日 規程 第 16 号）

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。